

平成30年第1回

奈良県後期高齢者医療
広域連合議会（定例会）会議録

開会 平成30年2月16日

閉会 平成30年2月16日

奈良県後期高齢者医療広域連合議会

平成30年第1回奈良県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）会議録（第1号）

1. 開会及び閉会 平成30年2月16日 午後2時00分 開会
午後2時26分 閉会

2. 場 所 奈良県市町村会館 8階 大研修室

3. 議事日程

（第1号）平成30年2月16日（金曜日） 午後2時 開議

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定について

第4 議第1号 奈良県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について

第5 議第2号 奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正
について

第6 議第3号 平成29年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補
正予算（第2号）について

第7 議第4号 平成30年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

議第5号 平成30年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予
算について

4. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

5. 出席議員（12名）

2番 西 村 元 秀 君
3番 遊 田 直 秋 君
6番 伊 木 まり子 君
8番 新 澤 良 文 君
9番 青 木 義 勝 君
10番 堀 口 誠 君
11番 森 下 豊 君
14番 吉 田 弘 明 君
15番 阿 古 和 彦 君

17番 中西和夫君
18番 森川裕一君
19番 今中富夫君

欠席議員（8名）

1番 北良晃君
4番 大橋基之君
5番 札辻輝巳君
7番 森田瞳君
12番 太田好紀君
13番 東川裕君
16番 竹内幹郎君
20番 北岡篤君

6. 説明のため出席した者

広域連合長	上田清君
副広域連合長	吉田誠克君
副広域連合長	岡下守正君
代表監査委員	上田和利君
会計管理者	中野広実君
理事	石原正三君
事務局次長	楠原秀章君
総務課長	豊井宏至君
事業課長	山本光伸君

7. 職務のため出席した者

書記	大前玲子
事務局職員	石井智之
速記	谷口香奈江

副議長（堀口 誠君） 本日、札辻議長が欠席のため、副議長が議長の職務を行います。

ただいまより平成 3 0 年第 1 回奈良県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の会議につきましては、関係者による写真等の撮影を許可しておりますので、ご承認いただきたいと思っております。

次に、監査委員より例月出納検査の結果報告書の提出がありました。議席に配付しておりますとおりでございますので、ご清覧お願いいたします。

広域連合長より招集の挨拶がございます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） 奈良県後期高齢者医療広域連合議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成 3 0 年第 1 回広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公務ご多忙の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。また、平素は高齢者医療制度の運営にご理解とご協力を賜り、改めて御礼を申し上げたいと存じます。

さて、高齢化の進展に伴い医療費が増加する中、全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、世代間、世代内の負担の公平性が求められており、高齢者の負担について、段階的な見直しがなされているところでございます。高額療養費の限度額につきましても、平成 3 0 年 8 月より 7 0 歳以上の方の現役並み所得区分が 3 区分に細分化され、より負担能力に応じた見直しとなっております。また、この後、本議会でご審議をいただきますが、平成 3 0 年度、3 1 年度の保険料率算定につきましては、国が定める後期高齢者の負担率の増加が反映をされております。

当広域連合といたしまして、高齢者のこうした負担増について、丁寧に周知を行いつつ、一方で、健康寿命の延伸や医療費の適正化を図ることの重要性を認識し、日常生活を自立して過ごせる高齢者の増加を目指して、市町村、医療関係者等とのさらなる連携強化を図り、効果的かつ効率的な事業の実施を進めてまいります。口腔健診をはじめとする健康診査などの保健事業やジェネリック医薬品の普及に向けた周知活動等の医療費適正化事業に、より積極的に取り組んでまいりますので、実施に当たりまして、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本定例会におきましては、条例の一部改正の 2 議案、平成 2 9 年度後期高齢者医療特別会計の補正予算 1 議案、平成 3 0 年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の当初予算 2 議案の計 5 議案を提出させていただいております。何とぞ慎重にご審議をいただき、それぞれの議案につきまして、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりまして招集の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

副議長（堀口 誠君） それでは、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。直ちに日程に入ります。

日程第 1、議席の指定を議題といたします。

さきの広域連合議会議員選挙に当選され、議員になりました中西和夫君の議席を、会議規則第

4条第1項の規定により、私より指定いたします。

中西和夫君の議席を17番に指定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(堀口 誠君) ご異議なしと認め、よって、そのように決定いたします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番、森下豊君、14番、吉田弘明君、以上2名の方を指名いたします。

日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日2月16日の1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(堀口 誠君) ご異議なしと認め、よって、そのように決定いたします。

日程第4、議第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長(上田 清君) ただいま上程をいただきました議第1号についてご説明を申し上げます。

議第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正についてでございます。

議案書の1ページをご覧くださいと存じます。

本案は、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、奈良県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要としましては、DNAデータ、旅券番号、基礎年金番号、保険証番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確化するとともに、人種、信条、病歴、犯罪の経歴等に該当する情報を要配慮個人情報として定義し、オンライン結合制限に関する規定と個人情報ファイルに関する規定を追加するものでございます。

以上、上程されました議案についてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

副議長(堀口 誠君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(堀口 誠君) これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(堀口 誠君) これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第1号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(堀口 誠君) 異議なしと認め、よって、議第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5、議第2号、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

広域連合長より提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長(上田 清君) ただいま上程をいただきました議第2号についてご説明を申し上げます。

議第2号、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書の5ページをご覧くださいと存じます。

本案は、次期財政運営期間である平成30年度及び平成31年度の保険料率を定め、また、保険料軽減対象者の拡充のために均等割額を軽減する判定所得基準の見直しを行うものでございます。

改正の概要といたしましては、平成30年度及び31年度の保険料所得割率を現行の100分の8.92から100分の8.89に引き下げ、被保険者均等割額を現行の4万4,800円から4万5,200円に引き上げるものでございます。

また、賦課限度額を57万円から、法令の上限額であります62万円に引き上げるものでございます。

また、低所得者の保険料負担を軽減するため、被保険者均等割額を減額する判定所得の基準を、5割軽減につきましては27万円を27万5,000円に、2割軽減につきましては49万円を50万円に引き上げ、5割、2割軽減対象者を拡大するものでございます。

なお、保険料率の算定につきましては、平成30年度に診療報酬の改正が予定をされておりますが、1人当たり保険給付費の増、本県の被保険者の対全国比所得の増に伴う国調整交付金の減額、国が定める後期高齢者負担率の増など、保険料率上昇の要因がある中、適確な保険財政の運営に努めることにより生じた剰余金等により、保険料率上昇の抑制を図ったところでございます。

以上、上程いただきました議案についてご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

副議長(堀口 誠君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(堀口 誠君) これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(堀口 誠君) これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

議第2号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(堀口 誠君) ご異議なしと認め、よって、議第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6、議第3号、平成29年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

広域連合長より提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長(上田 清君) ただいま上程をいただきました議第3号についてご説明を申し上げます。

議第3号、平成29年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

議案書の7ページをご覧くださいと存じます。

こちらは、平成29年度保険給付費に係る経費が当初見込みより増加したことにより行う補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ10億5,200万円を追加し、歳入歳出それぞれ1,756億7,000万5,000円とするものでございます。

その内容の主なものについてご説明をいたします。

議案書の12ページをご覧ください。

まず、歳出予算からでございます。2款、保険給付費の療養給付費におきまして、当初予算見込みを上回る経費が発生するため、10億5,200万円の増額を予算計上するものでございます。

次に、歳入につきましては、2款、国庫支出金の療養給付費負担金を6億4,100万円、4款、支払基金交付金の後期高齢者交付金を4億1,100万円増額し、収支の均衡を図るものでございます。

以上、上程いただきました議案につきまして、その概要を申し上げた次第でございます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

副議長(堀口 誠君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(堀口 誠君) これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(堀口 誠君) これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

議第3号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(堀口 誠君) ご異議なしと認め、よって、議第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7、議第4号、平成30年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について及び議第5号、平成30年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） それでは、ただいま上程をいただきました平成30年度の一般会計予算案及び後期高齢者医療特別会計予算案を提案し、審議をお願いするに当たり、その概要を申し上げ、議員各位並びに県民の皆様方のご協力とご理解を賜りたいと存じます。

まず、議第4号、平成30年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、その内容をご説明申し上げます。

議案書の13ページをご覧くださいと存じます。

第1条の歳入歳出予算の総額は、それぞれ7億9,753万7,000円でございます。前年度当初予算に比較をいたしますと、率にして17.7%、金額にいたしますと1億2,008万7,000円の増となっております。

次に、第2条の一時借入金の最高額は1,000万円でございます。

初めに、歳入の主な事項についてご説明をいたします。

議案書の18ページをご覧ください。

1款、分担金及び負担金は7億5,252万2,000円で、構成市町村の負担金でございます。

2款、繰越金は4,500万円で、前年度繰越金でございます。

次に、歳出の主な事項についてご説明をいたします。

議案書の19ページをご覧ください。

1款、議会費は89万9,000円で、議会の開催経費等でございます。

2款、総務費は1億499万6,000円で、派遣職員に係る人件費や事務所賃借料及び広域連合の運営に係る経費等でございます。

3款、民生費は6億9,063万3,000円で、後期高齢者医療特別会計への事務費や人件費相当分の繰出金でございます。

続きまして、議第5号、平成30年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、議案書の33ページをご覧くださいと存じます。

第1条の歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,796億9,357万1,000円でございます。前年度当初予算に比較をいたしますと、率にして4.9%、金額にいたしますと83億6,776万7,000円の増となっております。

次に、第2条の一時借入金の最高額は100億円でございます。

初めに、歳入の主な事項についてご説明をいたします。

議案書の35ページをご覧くださいと存じます。

1款、市町村支出金は325億9,583万4,000円で、保険料負担金や療養給付費負担金及び保険料軽減に係る保険基盤安定負担金でございます。

2款、国庫支出金は560億555万3,000円で、療養給付費負担金や高額医療費負担金、広

域連合間の財政力の不均衡等を調整する調整交付金、健康診査補助金、円滑運営臨時特例交付金等でございます。

3款、県支出金は147億9,386万3,000円で、療養給付費負担金、高額医療費負担金等でございます。

4款、支払基金交付金は742億3,199万4,000円で、保険給付費に対する社会保険診療報酬支払基金からの後期高齢者交付金でございます。

5款、特別高額医療費共同事業交付金は5,374万1,000円で、400万円を超えるレセプトのうち200万円を超える部分について交付されるものでございます。

8款、繰入金は11億7,371万円で、事務費に係る一般会計からの繰入金と後期高齢者医療給付費等準備基金からの繰入金でございます。

9款、繰越金は5億9,848万9,000円で、前年度繰越金でございます。

10款、諸収入は2億3,893万9,000円で、交通事故等で加害者に医療費を求償する第三者納付金等でございます。

続きまして、歳出の主な事項についてご説明をいたします。

36ページをご覧くださいと存じます。

1款、総務費は6億1,817万1,000円で、国保連合会に対するレセプト管理等の委託料や電算システムの運用経費、被保険者への広報経費、派遣職員に係る人件費負担金等でございます。

2款、保険給付費は1,780億8,423万8,000円で、歳出の99.1%を占め、医療機関等や被保険者に支払う療養給付費や高額療養費、葬祭費、審査支払手数料等でございます。

3款、財政安定化基金拠出金は6,700万円で、予定保険料収納額の不足や見込み以上の保険給付費の増加等に備え、県に設置されている財政安定化基金へ拠出するものでございます。

4款、特別高額医療費共同事業拠出金は7,828万5,000円でございます。

5款、保健事業費は6億5,269万1,000円で、健康診査、口腔健診及びデータヘルス計画用データ分析委託料等の費用でございます。

6款、医療費適正化事業費は1億3,636万4,000円で、レセプト点検委託料やジェネリック医薬品利用差額通知作成委託料、健康相談訪問指導委託料のほか、重複服薬者指導及び服薬情報通知委託料、柔道整復師等療養費支給申請書点検業務委託料等を計上いたしております。

以上、一括上程をいただきました案件について、その概要を申し上げた次第でございます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

副議長（堀口 誠君） これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（堀口 誠君） これをもって質疑を終わります。

これより討論・採決に入ります。

討論・採決について、1議案ごとに行います。

議第4号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(堀口 誠君) これをもって討論を終わります。

これより議第4号の採決に入ります。

議第4号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(堀口 誠君) ご異議なしと認め、よって、議第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第5号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(堀口 誠君) これをもって討論を終わります。

これより議第5号の採決に入ります。

議第5号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(堀口 誠君) ご異議なしと認め、よって、議第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了いたしました。

よって、本定例会はこれで閉じることにいたします。

議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、厚く御礼申し上げます。

理事者におかれましては、今後とも後期高齢者医療制度の円滑な運営に努力されるよう期待をするところであります。

閉会に当たりまして、広域連合長よりご挨拶をいただきます。

広域連合長。

広域連合長(上田 清君) それでは、定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、本日の議会にご提案申し上げました案件について慎重にご審議をいただき、原案どおりご議決を賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げたいと存じます。

今後も県やそれぞれの市町村との連携を密にとりながら、安定的で、なおかつ円滑な制度の運営に努めてまいり所存でございます。

議員の皆様方におかれましても、今後ともなお一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げまして、簡単でございますけれども閉会の挨拶とさせていただきたいと思っております。本日はまことにありがとうございました。

副議長(堀口 誠君) それでは、これをもって平成30年第1回奈良県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

どうも本日はご苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉 会 午後2時26分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

奈良県後期高齢者医療広域連合議会副議長

堀 口 誠

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員

森 下 豊

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員

吉 田 弘 明